○下野市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年5月10日

告示第79号

改正 平成26年3月17日告示第36号

平成26年4月1日告示第57号

平成27年4月1日告示第75号

平成29年3月1日告示28号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項及び障害者の日常 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第88条第1項の規定に基づき、下野市障がい者福祉計画(以下「計画」という。) を策定するに当たり、計画案を検討するため、下野市障がい者福祉計画策定委員 会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平26告示57·一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織するものとし、委員は、次に揚げるもののうちから市長が委嘱する。
 - (1) 下野市地域自立支援協議会委員
 - (2) 公募による者
 - (3) その他市長が必要と認める者

(平26告示57·一部改正)

(平29告示28·一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、下野市障がい者福祉計画の策定をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会)

- 第7条 委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に検討部会を置く。
- 2 検討部会の部会員は、健康福祉部長及び社会福祉課長のほか、別表に掲げる課 に所属する職員のうちから、その長が指名する者をもって構成する。
- 3 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には健康福祉部長、副部会長には社会福祉課長をもって充てる。
- 4 検討部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 検討部会は、必要に応じ、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は 説明を聴くことができる。

(庶務)

- 第8条 委員会及び検討部会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。 (その他)
- 第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長 が定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条の規定に関わらず、最初に開かれる委員会は市長が招集する。

附 則(平成26年3月17日告示第36号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第57号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第75号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月1日告示第28号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

(平26告示36・平27告示75・一部改正)

総合政策課、安全安心課、社会福祉課、こども福祉課、高齢福祉課、健康増進課、 学校教育課